

臨時的任用職員の共済組合から厚生年金への移行について

10月より短時間勤務者の社会保険加入などの変更とともに、臨時的任用職員が共済組合の長期給付（年金）から外れ、年金機構に加入する旨が現場で伝えられております。以下についてお知らせください。

- 1 育休代替の変更はないとされていますが、その根拠は何でしょうか。また、臨時的任用と育休代替を年度ごとに変更する場合、都度、共済組合と年金機構の脱退、再加入を行うことになりますか。

【回答】

- 地方公務員等共済組合法（以下「地共法」）の改正に伴い、共済組合の長期給付（年金）の対象外となる組合員が生じます。（共済組合ではこれを「短期組合員」と呼びます。）

地方公務員等共済組合法・同施行令・同施行規程の規定により、臨時的任用職員は長期給付の適用対象外、任期付職員は適用対象と定められております。

《参考》

◇短期組合員となる臨時的任用職員の定義

- ・地方公務員法第22条の3第1項及び第4項
- ・地方公務員法第26条の6第7項
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
- ・女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項
- ・構造改革特別区域法第24条第2項又は第5項

◇一般組合員となる任期付職員の定義

- ・地方公務員法第26条の6第7項第1号
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号
- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律などによるフルタイムの任期付職員

- 任用は引き続くが、臨時的任用職員と任期付職員の変更のように組合員種別のみが変更となる際の脱退及び再加入の手続きにつきましては、次のとおりです。

《参考》

- ◇ 短期組合員 ⇒ 一般組合員（例：臨時的任用職員 ⇒ 任期付職員）

- ・長期給付の加入：「年金加入期間報告書」の提出

（ただし、平成9年1月1日以降、公立学校共済組合大阪支部に加入履歴のある方は省略可とします。）

- ・一般厚生年金の脱退：手続き不要※

- ◇ 一般組合員 ⇒ 短期組合員（例：再任用フルタイム ⇒ 再任用短時間）

- ・長期給付の脱退 : 手続き不要
- ・一般厚生年金の加入 : 「保険加入等に関する調書」等の提出※

※一般厚生年金の手続きについては、学校総務サービス課の所管となります。

2 退職等年金給付（3階部分）について、10月以降の年金機構には該当するものがないとのことですが、共済脱退までに収めた掛金の扱いはどのようになりますか。

【回答】

● 退職等年金給付につきまして、これまで納付いただいた掛金・負担金の額をもとに年金額が決定されることとなります。

● 退職等年金給付には、次の種類があります。

◇退職年金

退職した後65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されるもので、1年以上の引き続き組合員期間を有する方が対象です。（平成27年10月1日以降に1年以上の引き続き組合員期間のない方は支給対象外です。なお、掛金の返還はありません。）

◇公務障害年金

公務による傷病により障害の状態となった方に、障がいの状態である間、支給されます。

◇公務遺族年金

公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族がいるときに支給されます。

3 10月からの変更に対して、現場では9月の中旬以降に説明、手続きが行われています。このようなスケジュールになった理由は何でしょうか。

【回答】

● 地方公務員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法の他に、同施行令、同施行規程及び同施行規則が前提となっており、組合員資格の一部は同施行令に、事務処理は同施行規程及び施行規則に定められているところです。

● 8月3日の同施行令の改正、8月24日の同施行規程及び施行規則の改正を受けて、公立学校共済組合大阪支部は、9月2日に確定版の制度通知をし、9月7日及び8日の事務説明会で、当該通知の内容及び共済組合の事務手続き等について説明しました。

● 政省令の改正前においても、未定の部分を含む前提で制度の周知を図ってきたところです。

● これからも、組合員の方々に、分かり易い制度・事務内容の周知に努めてまいります。